

平成23年6月15日

建設業者・宅建業者の皆様

アール・イー・ジャパン株式会社

住宅瑕疵担保履行法に基づく保険の加入について（お願い）

平素から弊社の建築確認検査業務等にご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）が平成21年10月1日から施行され、新築住宅（一戸建て、長屋、共同住宅等）の請負人や売主に資力確保措置（保険の加入または保証金の供託）が義務付けられます。

つきましては、弊社では、保険を利用される建設業者・宅建業者の皆様のご要請にお応えできるよう、国土交通大臣の指定する下記の保険法人との協議を整え、保険申込の取次ぎ及び現場検査業務を行っておりますので、他の業務同様にご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

なお、保険申込みには、事前に事業者届出の手続きが必要です。

記

| 保険法人名           | 業務内容   | 業務区域                                |
|-----------------|--------|-------------------------------------|
| 株式会社 住宅あんしん保証   | 取次ぎ、検査 | 滋賀県、京都府、大阪府、<br>兵庫県、奈良県 および<br>和歌山県 |
| 株式会社 ハウスジーメン    | 取次ぎ、検査 |                                     |
| 株式会社 日本住宅保証検査機構 | 取次ぎ、検査 |                                     |
| ハウスプラス住宅保証株式会社  | 取次ぎ、検査 |                                     |